

令和6年度 深川市保育所保育料徴収基準額表

- 1 保育料は、入所児童の年齢と家庭の令和5年度の市民税課税金額により、下記の表に当てはめて決定します。（9月以降の保育料は、令和6年度の課税金額により決定。）
- 2 児童の年齢は、年度の初日の前日において到達している年齢をいいます。
- 3 家庭の課税状況は、児童と同一世帯に属して生計を一にしている父母及びそれ以外の扶養義務者（児童を扶養上の扶養控除の対象にしている等、家計の主たる者の場合に限る）すべての課税額の合計額が対象になります。
- 4 病気などやむを得ない事由により休所届を提出し、当月に連続して15日以上欠席した場合の保育料は半額となります。

児童の属する世帯の階層区分	深川市			
	月額保育料			
階層区分	3歳未満児		3歳以上児	
家庭の課税状況	保育標準時間利用	保育短時間利用	保育標準時間利用	保育短時間利用
第1階層	生活保護世帯	0円	0円	0円
第2階層	市町村民税非課税世帯	0円	0円	0円
第3階層	所得割課税額48,600円未満	9,750円	9,650円	0円
第4階層	所得割課税額97,000円未満	15,000円	14,800円	0円
第5階層	所得割課税額169,000円未満	22,250円	21,950円	0円
第6階層	所得割課税額301,000円未満	30,500円	30,050円	0円
第7階層	所得割課税額397,000円未満	40,000円	39,400円	0円
第8階層	所得割課税額397,000円以上	52,000円	49,070円	0円

※平成28年4月より年収約360万円未満（所得割課税額57,700円未満）相当の世帯について、多子計算に係る年齢制限を撤廃し、第2子以降無料とします。また、平成29年4月より年収約640万円未満（所得割課税額169,000円未満）相当の世帯で第2子以降の3歳未満児童も無料とします。

<注意事項>

- 1 保育料の額は、10円未満の端数を切り捨てます。
- 2 同一世帯から2人以上の児童が入所した場合の保育料は、年齢の高い順に従い、表2のとおりです。また、保育所の他に幼稚園に入所又は児童発達支援及び医療型児童発達支援等を利用している児童についても、算定対象人数に含めます。
- 3 3人以上の児童が同時に入所した場合の軽減については、退所するまで継続します。

深川市		国基準	
入所児童の区分	徴収金額(月額)	徴収金額(月額)	
表2 1人目	月額保育料の金額(国基準から50%軽減)	金額	
2人目	無料	5/10の額	
3人目以降	無料	無料	

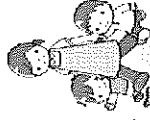
* 詳しくは裏面をご覧ください。

- 4 災害、その他特別の事由があると市長が認める場合、届出により保育料の減免または納期の延期の適用を受けることができます。

* 保育料は国基準の改定により変更されることがあります。

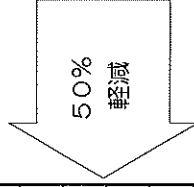
深川市の保育料は国の定めた徴収基準額より50%軽減した保育料にしています。

同一世帯から複数入所した場合の第2子保育料無料や同時に3人入所した場合の多子世帯向け保育料軽減の実施などにより子育て世帯を応援します。



国基準			
月額保育料			
3歳未満児		3歳以上児	
保育標準時間利用	保育短時間利用	保育標準時間利用	保育短時間利用
0円	0円	0円	0円
0円	0円	0円	0円
0円	0円	0円	0円
19,500円	19,300円	0円	0円
9,750円	9,650円	0円	0円
30,000円	29,600円	0円	0円
15,000円	14,800円	0円	0円
44,500円	43,900円	0円	0円
22,250円	21,950円	0円	0円
61,000円	60,100円	0円	0円
30,500円	30,050円	0円	0円
80,000円	78,800円	0円	0円
40,000円	39,400円	0円	0円
104,000円	98,140円	0円	0円
52,000円	49,070円	0円	0円

国基準額*印の階層は保育単価限度となりますが、深川市において適用されるのは、3歳未満の8階層と3歳以上の6、7、8階層です。



- 5 ひとり親家庭及び在宅高齢がい(者)のいる世帯、その他の世帯（生活保護法に定める要保護者等時に困難していると市長が認めた世帯）の子どもについては、第2階層から第4階層の一部については、下表の保育料となります。

階層区分	3歳未満		3歳以上	
	標準保育	短時間	標準保育	短時間
第2階層	0円	0円	0円	0円
第3階層	4,500円	4,500円	0円	0円
第4階層(77,101円以下)	4,500円	4,500円	0円	0円

※年収約360万円未満相当の世帯について、第1子又は市町村民税非課税世帯並みに軽減、第2子以降の保育料は無料。

非婚のひとり親家庭に対し、寡婦(夫)控除をみなし適用することといたします。適用を受けるためには、申請が必要となりますので該当される方はご相談ください。